

土佐「脂取り一揆」考

今 西 一

歴史をつくるのは民衆の闘争である、というのは基本的に正しい命題である。しかし、民衆の闘争が常に正しく進歩的である、というのは一種のドグマである。1871年の「解放令」と、「解放令」に反対した農民闘争の歴史は、近代日本の民衆闘争の前進面とともに、その暗部をも照射しなければ解明できない問題である。

1. 明治初年農民闘争の概観と新政反対一揆

明治初年の農民闘争の概観を見よう。社会体制や史料の性格が異なるので単純な比較は出来ないが、1590（天正18）年から1867（慶応3）年迄の百姓一揆は3212件、都市騒擾は488件、村方騒動は3189件、計6889件である。これに対して、1868年から77年迄の百姓一揆は499件、都市騒擾は24件、村方騒動は151件、計674件である¹⁾。明治初年の10年間で、近世277年間の15%余の百姓一揆が起こっている。都市騒擾の5%弱と比べても、著しく対照的である。正しく明治初年こそ「農民一揆の時代」であり、歴史の凝縮した時代とすることができる。

1868年から73年迄の農民一揆の特徴を、表1に見よう。68年は関東・東北地域の一揆件数が著しく目立っている。しかも天領・直轄府県の一揆が多いのは、戊辰戦争の影響をぬきにしては考えられないであろう。東北地域は一貫し

1) 青木虹二『百姓一揆総合年表』（三一書房、1971年）参照。

表1 1868～73年の農民一揆

地域	年次	1868年	69	70	71	72	73
東北		25(14)	28(11)	22(12)	12	3	11
北陸		8(3)	9(6)	6(3)	1	3	2
関東		43(16)	3(1)	2	2	—	1
東山		6	16(5)	6(2)	1	—	—
東海		8(3)	11(7)	3(2)	1	—	2
近畿		5(3)	10(3)	5(1)	6	4	6
中国		7	5	5	9	3	4
山陰		1	3(1)	2	6	—	2
四国		1	2	6	9	4	8
九州		4(1)	10(1)	4(2)	3	10	17
計		108(40)	97(35)	57(22)	49	27	36

出典：青木虹二『百姓一揆総合年表』（1971年）による。

備考 ①東北地方は青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島県と北海道，北陸地方は新潟・富山・石川・福井県，関東地方は東京府・茨城・栃木・千葉・群馬・埼玉・神奈川県，東山地方は長野・山梨県，東海地方は静岡・愛知・岐阜県，近畿地方は大阪・京都府・兵庫・奈良・滋賀・三重・和歌山県，中国地方は岡山・広島・山口県，山陰地方は鳥取・島根県，四国地方は愛媛・香川・徳島・高知県，九州地方は福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄県。

②都市騒擾・村方騒擾は除く。

③1868～70年の（ ）内は，天領・直轄府県の一揆。

て一揆が多いが，関東では「東征軍の関東侵入の時期がせまると，関東地方の代官・旗本らは，その任地をすてて江戸その他にたちさり」，政権空白期に「上野・武蔵などを中心に，一揆・打こわしが頻発」している。なかには「徳川方の脱走者が，農兵や農民とともに，一揆・打こわしを構成している事例」さえ見られる²⁾。しかし，逆に69年以降の激減は，維新政府の鎮圧の徹底ぶりを物語っている。

東北地域でも戊辰戦争の影響は無視できないが，1868年10月，会津5郡で起こった「世直し」一揆は，農産物自由販売，村役人改選，年貢台帳・土地証

2) 原口清『戊辰戦争』（塙書房，1963年）165・169頁。

文焼却、等々の実行を迫っている³⁾。東北・関東地域の質地小作地帯では、封建的土地所有と特権商人化した豪農層を主要敵とする闘争が展開している。また東山地域では、関東地域と同様、開港による在来産業の破壊＝再編と物価騰貴が、「世直し」一揆を誘発している。

しかし、71年7月の廃藩置県からは、闘争の性格が一変する。地域別に見ても、関東・東北地域などの東日本から近畿・中国地域などの西日本が闘争の主要な舞台となる。闘争の主要な要求も、新政反対が中心的な課題となってくる。71年の49件の一揆のなかで、新政反対は12件であり、福島県の1件を除くと全て西日本である。72年は27件中5件、73年は36件中27件となる。

71年からは「解放令」反対が要求のひとつに入り、73年には徴兵令反対一揆が激発してくる。新政反対一揆、なかでも「解放令」・徴兵令に反対する一揆は、西日本が主要な舞台である。要求の内容から見ても、67年から71年迄を「世直し」一揆段階、71年8月から73年迄を新政反対一揆段階、74年以降を地租改正一揆段階とわけることができる。「解放令」に反対する一揆は、正に「世直し」一揆の解体期に起こった現象である。

次に新政反対一揆のなかで、「解放令」反対を掲げた一揆は、現在わかっているだけで次の14件である（表2）。「区戸長以下民撰」など、行政機構の具体的な改革を要求した熊本の阿蘇一揆などは、新政反対一揆から除外した方がよいかもしれない⁴⁾。

この他に、広島県の沼田郡、岡山県の真島郡、愛媛県の温泉郡、高知県の高岡郡、同長岡郡、同香美郡、愛媛県の久米郡など、7件の一般民と被差別民の騒擾が報告されている⁵⁾。騒擾は、「解放令」を契機として、中国・四国・九州など被差別民比率の高い西日本で、集中的に起っている。

一揆のなかでも、「解放令」による「人別改め」に反対して起こった藩但一

3) 庄司吉之助『世直し一揆の研究』（校倉書房、1970年）第1部参照。

4) 水野公寿編『西南戦争期における農民一揆』（葦書房、1978年）19頁。なお阿蘇一揆については、大江志之夫『明治国家の成立』第2章（ミネルヴァ書房、1959年）参照。

5) 上杉聰『明治維新と賤民廃止令』（解放出版社、1990年）280～282頁。

表2 新政反对一揆のなかの「解放令」反对要求

年月日	国名	郡名	当時所管	地域	要求・原因・その他	形態	被害の概況	参加人員・他	現在地域	*糺多の人口比率
① 1871・10・13-21	播磨 但馬	神東・神西 ・宍粟、他	姫路・生野・ 兵庫・山崎県、 他	辻川・寺・実法寺・ 青山・町田・菅生湖 村、生野・姫路、他	糺多解放反对、年貢減免等、 庄屋宅を打潰、15日生野鉦 山局を襲撃、山崎県に波及 (播但一揆)	蜂 起	1村が襲撃 未遂	1万人〔鎮庄、7~ 8人即死、158人 逮捕、14人死罪、 2人遠島〕	福崎町 他	姫路 5.1% 生野 4/8%
② ・12・未- 72・1・6	土佐	土佐・吾川 ・高岡	高知県	名野川郷池川・本川 ・井野川・中切、他	藩主の上京反对、外人の渡来 ・糺多解放・徴兵反对、戸長 打潰、(脂取り一揆)	蜂 起	番人小屋焼打 未遂	1800人、頭取= 戸長・郷士〔5人死 罪〕	吾川村 他	3.3%
③ 1872・1・14-19	備中	上房・阿賀	深津県	下中津井・上中津井 ・上平田・下平田村	「賤業拒否」の被差別民に 「不売運動」、糺多頭殺害	蜂 起	4人死亡、2 5・6戸破壊	53カ村、4000 余人	北尻町	2.1%
④ ・1・18-20	備前	津高	岡山県	加茂市場・大谷・大 王・田地子・市場・ 西原・桜村、他	上記の一揆に連動して、「糺 多征伐」に向かった騒動が、 近村に拡大	蜂 起	本宅23戸他19 カ所破壊・焼 失、1人負傷	600余人	建部町	2.1%
⑤ ・9・3-10・ 19	日向	児湯・那珂	美々津県	三納・山田・三財・ 東上那加、他	年貢減免、屠牛反対等の要求 を掲げ各地で屯集(赤旗騒動)	強 訴	未詳	2万2000人	西都市 他	0.3%
⑥ ・12・1- 1873・1・12	豊後	大分・海部	大分県	油布院・小狭間・時 和・福浦・西高瀬・ 城内・滝水、他	屠牛反对・出銀反对、物価引 下、府内札の正札引替等、1 60戸破壊、48戸焼く	蜂 起	屠牛場1カ所 、元糺多村1 村48戸焼失	2万8000人処罰 頭取=小前4人死罪	三重町 朝地町 他	1.8%
⑦ ・5・26-6・1	美作	東北条、他	北条県	公郷・宇野・物見・ 成安・広戸・妙原・ 原口・貞永寺村、他	徴兵令反对、糺多是迄通り等 、被差別民を虐殺、150戸破壊 、277戸焼く(美作血税一揆)	蜂 起	18人死亡、19人 負傷、51戸打 潰、263戸放火	3万人〔15人死罪 26906人処罰〕	鏡野町 加茂町 他	2.1%
⑧ ・6・16-25	筑前	嘉麻・穂波 、他	福岡県	筒野・土師・野町・ 新長者原・八木山・ 本木・泊り・木尾原 ・高祖・志摩谷、他	年貢減免、糺多従来通り等、 正副戸長調所・学校・被差別民 の家宅を毀焼、22日博多町を 襲い県庁占拠(筑前竹槍一揆)	蜂 起	1530戸焼 失、4人負傷	30万人、6万4000人 処刑〔役人12人・農 民28人死亡、焼失22 47軒、打毀2343軒〕	嘉穂町 他	5.9%
⑨ ・6・26-29	讃岐	豊田・三野 、他	名東県	流岡・観音寺・下高 野・和田村、和田浜 、仮屋浦、他	徴兵・屠牛反対等、区戸長事 務所・学校・被差別民宅等を 毀焼して、丸亀方面に向かう	蜂 起	40戸焼失、 橋3つ破壊	1万7000人処罰 、130カ村599 カ所破壊	観音寺市 四箇村 他	1.3%
⑩ ・7・2-8・6	備後	御調・豊田	広島県	西野・田の浦村・三 原西町	「新平民傲慢」「早魁による 潮枯れ」など、屠牛場襲撃	蜂 起	屠牛場焼毀	数百人	三原市	2.5%
⑪ ・7・23-28	丹波	何鹿	京都府	鷹栖・内里・広瀬村 、他	徴兵反对、裸体禁止反对、 「新平民を糺多に改めよ」等	蜂 起	未詳	2000人 〔22人逮捕〕	綾部市	2.4%
⑫ ・7・29	備後	奴可	広島県	西城川筋村々	「新平民傲慢」、部落襲撃	打 こわし	10戸破壊	300人	甲奴町他	2.5%
⑬ ・8・5-6	備後	三上・恵蘇	広島県	西条町、三日市、他	「新平民征伐」、部落襲撃	打 こわし	10戸焼毀		庄原市他	2.5%
⑭ 1877・2・25-3・18	肥後	阿蘇	熊本県	満願寺・赤馬場村 、黒流町、他	西南戦争の最中、区戸長民選 を要求し、皮革所を襲撃	蜂 起	屠牛場・皮革 所1カ所焼失	8900人処分	南小国町 他	1.0%

出典：青木虹二前掲書、上杉聰『明治維新と賤民廃止令』(1990年)、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』(1931年)、小野武雄編『維新農民蜂起譚』(1929年)他参照。

備考：*糺多の人口比率 = $\frac{\text{糺多人口}}{\text{総人口}}$ 。出典は、「明治初期各府藩県人口表」(『日本庶民生活史料集成 第25巻』1980年)である。全国平均は1.5%

揆などと、「旧藩主の引戻し」などを中心に起こる「脂取り一揆」などでは、かなり性格の異なったものがあるが、ここでは「斃牛馬勝手処理」や「解放令」に反対したものを、全て取り上げている。

最後に、「世直し」一揆と新政反対一揆との関係について一言述べたい。既に「世直し」一揆研究では、「世直し」一揆が「禁欲的な規律をもった指導部と中核部隊」をもち、優れた「規律性、組織性、目的意識性」を獲得し、「日本窮民為救」といった「ナショナルなレベルでの普遍性」さえもちながら、「民衆の可能性を全面的に開花させる彼らに応わしいあるべき権力と秩序の構想を具体的に展開する」という点で貧困であったことが、指摘されている⁶⁾。

大塩の乱の時、大塩中斎が「堯舜天照皇太神の時代に復」る（「檄文」）を理想とし、同乱の影響を受けた能勢一揆は、「帝様より諸地頭へ被_レ仰付_レ被_レ下」（「浮世の有さま」）たいと要求するなど、近世の百姓一揆の伝統は幕藩制に対立する秩序を、「天朝を中心とした集権国家」に求めることしかできなかった⁷⁾。

徳川家恢復 天照皇 朝敵奸賊征伐

私はまた、後藤靖氏が「農民は新しいユートピアを夢想」した例としてあげている、1872年4月の新潟県蒲原郡の新政反対一揆で、3万人の農民が政府軍と対峙して掲げたという左図の旗が、「天照皇」

の世を理想世界としていることに注目したい⁸⁾。新政反対一揆段階でさえ、農民たちは「天朝を中心とした集権国家」にかわる新しい国家・社会像を打ち立てることができなかったのである。そもそも「世直し」一揆の「革命的農業綱領」である、「世なおし」「土地均分」という要求にしてからが、「王土王

6) 安丸良夫「民衆運動の思想」（同他編『日本思想史大系58 民衆運動の思想』岩波書店、1970年）414～415頁。

7) 同上、416頁。

8) 後藤靖「士族反乱と民衆騒擾」（『日本歴史14』近代1、岩波書店、1975年）284頁。原史料は、土屋喬雄・小野道雄編『明治初年農民騒擾録』（勁草書房、1931年）218頁。なお民衆宗教の「自然神」としての天照信仰が、「皇室神」の信仰に暗転する論理については、桂島宣弘「復古神道と民衆宗教」1983年（同『幕末民衆思想の研究』文理閣、1992年）参照。

民」説を根拠としたものである⁹⁾。

新政反対一揆は、徴兵制反対という対国家権力との前面对決を課題にするという前進面をもちながら、「世直し」一揆の「負の遺産」から自由ではなかった。否、むしろ「世直し」一揆の解体期にあたって、小農の土地回帰という志向が強められるなかでたたかわれたのである。村方騒動や一揆を主体的にたたかった中・貧農層や半プロレタリア層は、闘争の終焉とともに、小農的な共同体の世界に組込まれていった。彼らが回帰の目標としたのは、「現実には、身分制関係のもとでの百姓」¹⁰⁾でしかありえなかった。小農の土地回帰は、共同体秩序の再編を目指し、排外主義や差別意識を一層強化したのである。ここに新政反対一揆のなかで被差別民襲撃が起こる、ひとつの歴史的前提がある。次に1871年の土佐の「脂取り一揆」の具体的な過程を見てみよう。

2. 「脂取り一揆」の前夜

まず「脂取り一揆」前夜の土佐の様子は、どうであったのか。萩原汎愛の回想からみよう。

当時維新第一の改正は、税制にして米納を金納とし、第二は旧藩札の交換、第三各宗寺院を廃し僧侶は還俗せしむ、尤も浦々の門徒宗は之を残し、各寺院に蒐集し、又は焼却せしめたり、第四宗門帳を改め戸籍法を実施し、国民の血税とも云ふべき徴兵令を施行す、第五穢多を説き禊祓式を行ひ、普通平民とす、之を新平民と唱ふ

此の如き大改革は、尤も人心を惹き、就中仏を廃し、門徒宗の外は悉く神

9) 丹羽邦男氏は、地租改正時、「王土」説に立った地租改正案が、領主反動である「分一税法案」に帰結し、地租改正の実施が「王土思想存立の根拠を崩壊させ、農民の中にも存在していた王土観念を転回せしめた」(同「土地に関する民事法令の形成」〔福島正夫編『日本近代法制の形成』下巻、日本評論社、1982年、48頁)とする。しかし近年の丹羽氏は、「王土説・均田論」が、近世農民の土地割替慣行などと結びついた現実的基盤のあったことを強調している(同『土地問題の起源』平凡社、1989年)。ここには、小さくない論理の転換があると考えられる。

10) 佐々木潤之介『世直し』(岩波新書、1979年)191頁。ただし私は、一揆・騒擾を経て回帰した百姓「身分」が、それ以前と同じものだとは考えていない。

式に改めしむるが如き、大に人心を激昂せり、当時^(コレラ)虎列刺病流行し、又疾病伝播し、或は天災の為米麦不作等ありて、是皆仏を廃し及寺院を破壊せしにより仏の崇なりと唱へ、租税の金納となるや、農作物販売の道十分に開けず、山間等は物を以て物に換ゆるの多き時代なれば、殊に金銭調達に苦しみ、旧藩札の引換は、太政官の紙幣三分の一を以て交換し、損失少からず、之が為破産するもの多く

といった状態であった¹¹⁾。

高知県の廃仏毀釈は徹底しており、『高知県史要』では、615カ寺の内439寺、広江清氏の推定では、596カ寺の内472寺(79.2%)、8割近い寺院が廃寺になっている¹²⁾。

また1871年8月28日に公布された「解放令」が、高知県では、10月13日に告示されている。そして、10月18日には――

今般御改革を以て穢多非人の称廃され候所、日ならず仰せ付け候筋もこれ有り候条、夫れ迄の内は猥に神社仏閣参詣の儀、越方の通り差扣罷りあるべき事

と、わざわざ「神社仏閣参詣」をさしひかえさせている¹³⁾。それでは、元穢多の人々の「穢れ」をとるための「禊祓式」とは、どのようなものであったのだろうか。幕末維新期の土佐を記録した『大變記』には、次のように書かれている¹⁴⁾。

11) 萩原汎愛「脂取暴動事件前後の概要」(『土佐史談』第3号、1918年)27頁。

12) 広江清『高知近代宗教史』(土佐史談会、1978年)18頁。

13) 宿毛の部落史編纂委員会『宿毛の部落史』(宿毛市教育委員会、1986年)267～268頁。

なお紙幣相場の大混乱や土地をめぐる紛争については、香我美町史編纂委員会編『香我美町史』(香我美町、1985年(895～916頁参照)。

14) 筆者未詳『大變記』(高知県立図書館所蔵)。1852年から1873年までの土佐中央平野部の記録。『高知の部落史』第13・14号(1986年)に松本瑛子氏の「校閲」が掲載されている。ただし引用は、原史料による。以下、同文書を使用。

なお『大變記』を使った研究には、宇賀平「膏取一揆」『大變記』に関する若干の考察(好並隆司編『明治初年解放令反対一揆の研究』(明石書店、1987年)他がある。

御役所より赤岡近在之神職数人江被仰付を以十月廿八日迄哉，夜三日之御
 祓ト哉，覽輪抜ト哉，覽を物部河原ニおいて催ス。其時穢多一同シラゴリ
 を取，袴着シ，脇指帯トノ触達あれとも所持ハなく，数百人之中へ古物を
 纒(わずかに)買入，一ト人リ着ス，直様脱ヌグ，又一ト人リ着ス。早替りを以事を足ラスト
 哉。素り身ヲ清上キヨメルはフンドシも新規ニトテ晒シ，しかも六ツ木綿を買調へ
 由。輪抜ト哉覽濟，直様川江流スト哉

この記述は，次の被差別部落の古老たちの記憶とも一致している。

「ある部落では日を期して老若男女ことごとく付近の川に集り，村役人立
 会のもとに水浴した。かねて茅で作った幾つかの輪が用意され，水浴した
 人は裸体のままでその輪をくぐりぬける。それで儀式はすむのであるが
 …」とある。カイソウと手代岡でも「お前達は，今年から穢多ではなくなっ
 たのだから，今までの穢れた身体をきれいな川へ行って洗い，みそぎをし
 てこい」といわれ，皆で山田川のすそ中筋川へ行き，男女全員裸になって
 水浴し，岸の上にあがって着物をつけ，神主にお祓いをしてもらったそう
 である

と，語っている¹⁵⁾。「清め」をすれば，本当に「穢れ」が落ちるのであろう
 か。『大変記』には，次のような話が書かれている。

今度，潮江河原ニ百姓所持之糞クコ櫓桶冷敷取集メ，其傍ニ落書アリ，其文ニ
 此小便田子穢多同様ニ御祓ト哉，覽輪抜ト哉，覽を致ス時ハ清浄ニ成，
 然上者酒桶ニ成ルトある

このように「清め」をすることは，元穢多の人々を惨めな心境に陥し入れ，
 かえって穢多に「穢れ」があったかのような錯覚を広めて，民衆の差別意識を
 肥大化させただけである。

また『大変記』の筆者は，「兼而朝廷様より他国穢多江ハ御書付廻り有り」
 として，「解放令」の結果，次のようになったとも語っている。

一今迄在家方へ諸用ニ付行時，門口より草履脱ヌキキ捨之所，向後其用捨ニ不

15) 前掲『宿毛の部落史』269頁。

及事。一盛相提日雇ニ行ハ無用，尤在家方之家具を以，座上ニ而相互成者勝手次第之事，売物買物等ニ一寸行共，^{カゴ}籃提者不成風呂敷用ユ筈，一在家方正月祭其外祝客折，四季其余葬祭杯之節，物貰ヒ等堅ク相不成事。右条々相背ク者有之時ハ，穢多ニ落ス筈

記述には，この「條々」に背いた者は，「穢多ニ落ス」などといった矛盾した内容を含んでいるが，身分規制の解体が進んできていることがわかる。しかし逆に，差別意識は益々強化されている。穢多は――

殊外蔓^{ヘビコ}り，店方へ在家同様ニ用捨なく来，詞遣ヒ迎モ在家之様ニ申来ト者雖，根元別火別世界之者ニ而，きのふ迄在家之祝客，且者無常法事等之客揚り喰荒シ，取集物を喰乞シ，其上雪隠道具杯不清浄成物を拾ヒ集め竈焚ニシ，且又人に被雇もろく之汚穢物を賃沙汰^{ムサシ}を以捕宰^{トリクルメ}いたし，剩邪味を食ヒ，将又着ル物迎フイシ者，又者悪病者脱捨^{ヌギ}ある着物を拾ヒ揚着スル。彼是^{キタナイ}穢業を致す者

と言われている。元穢多は「根元別火別世界之者」と認識されている。そして，元穢多に対する「不売不買」運動が，赤岡・岸本両浦の魚物問屋で起っている。こうしたなかで，具体的な元穢多と一般民との騒擾もうまれている。

(1871年12月)

同未極月下旬，山田終市戻り後免商人，坂折穢多を相手ニ取，道辻ニ而兎哉角哉ト口論ニおよび，穢多ニも追々加勢出来，素り商人ニも加勢増ニ成，在家ト穢多ト之楯曳ニ成所，穢多壺人鉄砲構へ在家へ向イ，夫より六ヶ敷成，後免惣中人氣立，己レ悪奴等トテ怒り上ル所，穢多相手致ストテ不為^{コトモ}事，躰を見るより商家弥増ニ憤り，一ト人リも不残打果ストテ陣場取，鉄砲数多楯並，其上隣村より五ヶ村加勢致ストテ，都合六ヶ所陣場構へ，素り鉄砲数百挺允楯並ル所，穢多も不劣陣場構へ，筒数挺鎗立，けふ哉戦ふ，あす哉戦ト云場合，西野地之男ト哉覽，或夜試ためトテ空筒一ツ発打放ツ所，穢多皆蜘蛛之子之散ケ如く八方江逃退ぬ。其翌日ニ成役人立越，穢多之徒党を召補ニ成ト哉

といった事件が起こっており，「不売不買」運動をしている赤岡浦でも――
扱又右之外，赤岡浦地挽網，カキウチノ穢多地曳網々代を奪合ヒ喧嘩ト成。

穢多之身トシテ对在へ飛礫之打合致シ、其冷眼敷事雨之足之如く、其傍ニ
 櫂を以拔手ニ、網屋ト云網師之天窗を打裂逃帰ルを、夫レト見るより牽子
 数人追懸々々行ども、我家へ逃込脇指シ取出シ、拔身デ懸リ取寄術も難出
 来、皆一同空敷戻リ戸長江届出ル、頓而役人立越穢多徒党四人半殺シ逢ヒ、
 其上入牢ス

となっている。ともに元穢多だけが「徒党」したとして、逮捕されている。「其
 外ニも在家ト穢多ト、少細成喧嘩口論諸方ニ多シト哉」といわれているように、
 元穢多と一般民との一触即発の危険な状態であった。

3. 「脂取り一揆」の勃発

一揆の首謀者とされた山中陣馬の義理の甥清水源井は、県史編纂係の求めに
 応じて、「土佐膏取り一揆騒動の顛末」という講演を行っている。そのなかで
 清水は、一揆の直前に――

諸君の内にも御承知の御方もあらん、吸江の今春野神社の処に、立派な病
 院が建てられてありました。私などは其病院に於て始めて種痘をして貰ひ
 ました。今の県庁の建物がそれで在りました。当時県庁の医者は、皆な二
 合一合の漢法医(ママ)でありましたのに、病院幹部の医者は皆直参の西洋人であ
 りました。当時官の財力を以て専制的にこしらへたものでありますから、
 設備なども随分立派なもので、病室は何れも鉄製の寝台附でありました。
 其の鉄製の寝台を鉄灸と誤認し、患者は鉄灸の上で知らず知らず膏を抜か
 れて笑ふ笑ふ死ぬる杯言ひ触らした

といった、流言蜚語が飛び交ったと語っている。彼の友人も、「僕等の習ひた
 る当時の漢学の師匠も、そふ云ふ事を唱へて居た」と言う。高知市内でも、こ
 のような状態であったから、山間部の「名野川、池川郷の女共は之を聞いて何
 れも号泣した」そうである。

この流言に、火を注いだ人物がいる。それが、池川郷用居村の竹本長十郎と、
 名野川郷宇津村の陰陽師隅田教覚である。竹本は、「中流以上の百姓」である
 が、「宮角力もとり、平生俠客を以て自ら任じ」、郷校明誠館で文武を修めて

いた。また隅田は、「頗る口巧者で相当文学」の素養もあった男らしい。隅田は、郷民の信仰する横倉神社に参籠して、神託を受けたと宣伝した。その神託とは――

- 一、庄屋年寄を廃し、戸長用係を置きしは、姦吏の同類にて、異人鼯負のものなり
- 一、毛唐人へ日本人を奴僕又妾に売ること、其の時は戸籍番号の順に依ること、而して姦吏間金を取る事
- 一、以上の事を為すには、旧国の在藩にては邪魔になる故、皈京を命じたる事
- 一、尤も怖るべきは、醜夷の中には残忍なる国在て、人体を烈火に掛けて、其の膏を燃し取りて之を飲む事
- 一、速に兵を起し、姦吏を誅し醜夷を追払ひ、旧藩主を皈国せしめよ、然らざれば日本は神国なり、六十余州の神明何ぞ擁護せん、軍の勝利疑ふ可からず

といった、「醜夷」への強烈な排外主義を内容とするものであった。この神託を受けて、竹本長十郎は用居村を出て川口村に本陣を構える。「幕を張り柵を造り、木製の大砲を据へ、所謂竹槍蓆旗を翻へして陣揃へ」をした¹⁶⁾。そして、上郡村に次のような檄文を出した。

此度政府藩主を追ひ出し、夷人鼯負の姦吏を県庁へ据へ、我日本人民を外国人に売り渡し、脂を取りて彼の滋養に供せしむる趣、甚だ以て容易ならざる事に有之、一日も早く藩候を取返し、姦吏を誅し夷てきを追ひ払ひ不申候ては、日本人民は五年間に皆無と可相成に付、熟れも押出しの用意可致事、但熟れもヲゴ縄（人家を引き倒す縄）竹槍鉄砲用意し、何時にても押出し不差つかへ様可致、若し此度押出の組入不致ものは、政府と同意見者と見附、片端より家宅焼払可申候

明治四年十二月

16) 清水源井「土佐膏取り一揆騒動の顛末」1921年（宮地倭吉編『山中陣馬伝』大川村教員委員会、1977年）75～77頁。

総大将

平 兵 部 輔

要求の中心は、旧藩主の引戻しである¹⁷⁾。参加しない者は、政府と同意見とみなして「家宅焼払」というのは、百姓一揆によく見られる「参加強制」である。わざわざ「平兵部輔」と名のっているのは、「同人は常に自家の系図に誇って、小松内大臣平重盛の後裔であると言って居た」ためである。ここらにも、竹本の錯倒した身分意識が現われている。

竹本らの計画としては、「第一に戸長役場を襲ひ、戸籍簿や徴兵準備の帳簿を破り、村民に同盟せざるものあれば、片端より焼払ひ、又はヲゴ繩を以て家を引倒し、百人を以て一隊となし、越知より佐川に出で、県庁に打入る計画であった」という¹⁸⁾。

一揆は、本川・森盛にも波及するが、本川村に伝えたのは、戸川部落の住民伊藤亀次という人物である。彼は、1871年12月26・27日、家用で吾川郡の北部に旅行し、池川方面の一揆の状況を見聞し、その檄文を持ち帰って、周囲の村々に配付した。その時、郷中の人々を納得させるような事件が起こっていた。

折しも戸中村（現時部落）の伊藤徳次なる盲目なる壮年の対して、戸長役場より徴兵適齢者の届出をなすべしとの厳達あり、更に又越裏門村の同じく盲目者にも同一の通達ありたり。予てより、夷人膏取に対して疑心郷中に瀰漫せる際とて、盲目の身体軍務に任へ得ざる事明瞭なる者に、徴兵適齢の厳達を発するに、果して軍蟲（軍務司）に届け置き、其の番号を附して順次に徴発して、鍍網に入れて生血を搾り夷人の飲用に供する準備なりといった、流言が広がった。「盲目者」に徴兵適格者の通知を出したという戸長役場の偶然のミスが、竹本らの檄文を人々に信じ込ませたのである¹⁹⁾。

そこで脇ノ山村の山中良吾が中心となって扇動し、12月31日大晦日に本川郷の農民は蜂起した。手には竹槍・火縄銃を携え、腰には大小刀を帯びた農民300人が、桑瀬川と吉野川とが合流する登川に集結した。人々は、「此義挙に加

17) 森下高茂「本川一揆実録」1923年（同前）50頁。

18) 清水源井前掲「土佐膏取り一揆騒動の顛末」77～78頁。

19) 森下高茂前掲「本川一揆実録」52頁。以下特に断りのない限りは、同記録による。

はらざる者は、直に片端より焼打にする」と口々に唱えた。

桑瀬村の元番人伊藤祐長が、一揆勢に参加しようとするが、病気のために遅参して駕籠でやってくると、良吾は憤怒して、「祐長奴、盟約に違ひ期を失するは何事ぞ」と、手に持った鉄砲で伊藤を射撃した。幸い弾丸は逸れて、祐長は軽傷ですんだ。

翌72年正月は、早朝から「竹槍は各自が家拵へ、中谷の『イバ』へ集り、楮の縄を纏にすると云つて五尺位の長さに作った（実際は家を引き倒すためのもので纏ではなかった）」²⁰⁾。1月2日早朝、一揆勢300人は、寺川村の元番人山中猿三郎方を目指して進撃を開始した。彼らは、「猿三郎の人、鼯鼠の役人等に加担して、戸籍調査を敢行し、剩へ盲目者・聾者に至る迄、徴兵適齢者として調べ出したる段、不埒至極の者なり」、「夷人鼯鼠の役人輩に組せば、直に其首を刎ねて家を焼打つべし」と、叫んだ。

しかし猿三郎の方は、この一揆勢を見て少しも慌てず、庭に筵を敷いて一揆の首謀者を招き、「拙者は如何にも儀の訳を以て、其の筋の命令に固りて、盲目又は聾者にも徴兵適齢の通知を発したるに相違なし、然れども是れ決して自己の考へにてなしたるにあらず、悉く上司の云ひ付けを遵奉せるなり。皆の衆以て不服とせば、宜しく上司江陳情せられるべし、拙者も必ず同道すべし」と回答した。あまりの理路整然たる答えに、一揆勢はなすすべもなく、すぐごとと登川の本陣へ退散した。

この時、本川郷井野川村の元「加番役」和田米蔵らが、登川の本陣に加わって、やっと一揆勢は体勢を建て直した。そこで同郷下切村の住民伊藤守祐・守義親子の発意で、赤色の唐木綿を持出してこれを切断し、大旗数十流を製造して、これに「春日大明神南妙法蓮華経」等の文字を大書し、近傍の寺社から鐘・太鼓を集めて打ち鳴らした。

また、井野川村の神職福島庄太夫・友之進親子は、氏神神社内に奉納してある金幣を取り出して、これを小布に断ち切って群衆に配付し、「袖印となさし

20) 中ノ内庸「実話」1922年（同右）96頁。

めて曰く、県庁より幾千万の討手寄せ来るとも、彼等は神明の憎み給う夷人最賈の奴原なり、味方は此神符を懸て神様の加護し給ふ者なれば、決して敗北の恐れなし」と激励すれば、群衆は「衡天の意気当るべからざる勢ひ」となった。

良吾・米蔵らの指導部は、各村に使者を派遣して、「今般戸籍の改政、夷人に人血を供する下準備は、我々坐視するに忍びざる儀にて、先日吾川郡より書面到来せしに、彼の地目下合戦中なり、我等も之と気脈を通じて今日義旗を翻さんとす。貴村の方々同意なければ直に来たり共に力を合さるべし、若し又悪官庁を恐怖して疑心を抱き躊躇するに就ては、当方より押し懸け行きて、片端より焼払ひ乱暴に及ぶべし」といった、「参加強制」をかけている。

この時、「力量声望一郷に冠たる」森郷中切村の郷士山中陣馬が、登川の本陣に加わってきた。森郷へは、12月31日に本川郷小南川の山中重太郎がオルグに入り、中切村の名元筒井元八を勧誘する。しかし、筒井は困惑して親戚の山中陣馬に相談し、陣馬は同夜、名切村の総集会を開いて、一揆への参加を決定した。元日には、村民残らず中谷の射場という所に集って、竹槍・オゴ縄・火縄銃・刀剣などの「得者」を調達し、翌2日早朝に居村を出発した。陣馬が決起したことを聞いて、下小南川・上小南川・南の山・下切・川崎・井野川・大平・小麦畝・小北川・大藪等沿道諸村の住民は歓呼の声をあげて響應した。総勢800人は、同夜は日の浦の天神社内に夜営を張り、翌3日早朝、本陣に到着した。群衆は、直に陣馬を「総指揮者」に推薦した。

3日、一揆勢は登川を出発して、途中、大平村水船において作戦会議を開いたが、米蔵は「之より大平村の番人山中左衛門次郎、中野内守賀及び延命寺の猪食ひ坊主を焼打にし、夫より別子銅山を焼打にし、野地銅山に出で同所を焼打にして、高野村に至り番人頭和田庄太郎方を焼打にし、船戸村の番人和田悦太郎方を焼打にして汗見川に出で、森、本山を経て高知に押出さん」と提言した。

良吾を始め首脳部の面々は賛成したが、陣馬は黙って聞いていて、「各々方、此の陣馬を総大将とし、陣馬の指揮に従って呉れざるや」と提案した。そこで満場一致で陣馬が「総大将」に選ばれると、陣馬は、「不肖ながら陣馬総大将

となった以上は、今后焼打等の乱暴は一切之を許さぬ」と厳命した。陣馬が総大将になったお陰で、大平村番人らの焼打は未然に防がれ、一揆勢は高野村をさして前進した。先頭が高野村西、後尾が川崎村三滝辺あたりで日が暮れて、高野村の旧練兵場に全員が揃ったのは、夜の8時か9時頃になっていた²¹⁾。

県側は、大参事林有造の命令によって、森郷の土族井出競郎・上村与五郎・千頭隼らの3人を陣馬のもとへ派遣した。陣馬は、脇の山村の山中茂右衛門、戸中村の和田義左衛門と同席で面会した。陣馬がまず口を開いて、「制度改革に付き質問したき筋あり、公等答へ得られるゝや」と質したのに対して、井出は「左様なる事出来ぬ」と答えた。井出は逆に、「願ひの儀あれば何事にも取り次すべし、此の不穩の集合は一先づ解散させれたし」と言ったが、陣馬は「夫は相成ぬ」と答え、井出が重ねて「内密を以て公一人に懇談したし」と請うたので、陣馬は「決して相成らぬ」と拒絶し、井出ら3人を拘束した。陣馬は、一揆勢全員の鉄砲を発射して、井出らを威嚇したともいう。

しかし県側は、この間に時間を稼ぎ、林大参事は大谷小伝次を越知方面に派遣して、まず川口村の医者家で養生していた竹本長十郎を捕縛し、夜間になって山中良吾・筒井権之丞・和田米蔵・筒井梅松・青地紋次・伊東安八・山中菊弥らを捕らえた。また野老山の岡林兼太郎、大崎の善平と作治、宇津村の覚治らも、一味として捕縛された。1月6日、まず岡林兼太郎を越知川原で斬って梟首すると、越知・野老山・名野川村の農民が兼太郎の首を取り返した。翌7日、林自らが佐川村に乗り込んで、竹本・善平・作治・覚治らの梟首を断行した。隅田教覚は、逃亡中に松山で捕らえられたが、獄が火事に逢い赦免されたという。竹本の梟首罰文は次の通りである²²⁾。

吾川郡第七区船形組平民

常平長男長十郎事

斬罪梟首

竹本森三郎

21) 中野内守典「実話」1922年(同前)88~89頁。

22) 平尾道雄『土佐農民一揆史考』1953年(同前)37~38頁。なお松村巖「膏取騒動」(『土佐史談』第55号, 1923年)参照。

右者吾川郡山分村民共無根の流言に惑ひ、擾動の砌、五名山之大将平兵部之輔と相唱、小袴等を著し、帯刀之上采牌^(ママ)を執り、数百人を指揮し、剩へ不同意に於ては居宅押潰し、或いは放火等可致令下知、終に高知県庁へ押出之及評議場合被召補段、右等不容意大法を犯し、不届至極之科を以、伊野川原に於て如此行ふ者セ

壬申正月

一方、1月5日、高野村の旧練兵場に本部を置いていた陣馬は、四方に檄を飛ばして、益々民衆を集合していざ出発という時になった。ところが誰いうとなく、吾川・高岡両郡の一揆勢は「既に鎮定に帰し、首領平兵部輔外重立つ者は悉く捕縛されて、斬首の刑に処せられ、越知の川原にて獄門に懸り居る」との風説が立った。また、日の浦の大六という者が、「高知の方から此一揆取り鎮めの為に、捕手の人数三百人、手錠の数が七担を人夫にかかせ大挙寄せ来る」と叫びだした。これを聞いた陣馬は、「捕手の者幾百人寄せ来ふが、手錠の数が何十担ぎ送られよふが、此の山中陣馬が眼球の黒き間は、唯一人にも縄は掛けさせぬ」と明言した。

だが翌6日の深夜、陣馬は「数日来行動の非なるを覚り」、未明に勿然と姿を消して、吉野川を下り中切村の伊藤杉造方に立ち寄って、同家に居た少女筒井与利の懐剣を借りて、近くの林で割腹自殺をして果てた。指導者の陣馬を欠いた一揆勢は、なんなく県側に鎮圧されてしまった。

8日、陣馬の遺体が発見されると、県はその首を3日間、土居川原に晒した。罰文は次のようになっている²³⁾。

土佐郡第二十区森郷下中切村住居士族

梟首 伝次長男 山中陣馬

此者儀、無根の流言に依て諸村を煽動し、不応之者は放火狼籍可致旨申触し、兵器を携自分家章之神印杯為付、数百人を指揮し、府庁へ可押出旨致主張処、事之不成を計、令自殺事共不届至極之始末に付、如此行ふ者也

23) 同前, 31頁。

壬申正月十三日

一揆の参加者は、1000人とも1800人ともいわれている。首謀者として処刑されたのは、自殺した山中陣馬と、竹本長十郎、高岡郡野老山の兼太郎、吾川郡大崎の善平と作治、同郡名野川の覚治ら6名である。その他の捕縛者や処刑者については、よくわかっていない。

この一揆の主要な要求は、「旧藩主の引戻し」であるが、次のような注目すべき記録が、高知県側に残されている。

○以下、誤字等有之難了解候得共、原稿之儘写取

奉願

- (登)
- 一、御チジ様御当京被遊候、百姓ノ仕楽無御座候ニ付、角心ノ乱ニ相成る、何卒御両天様国御国ニテ信義ヲ御守(不)被下時ハ、百姓業仕事も相立難シニ奉存候、此儀ハ一々御作配被仰付被下度奉存候
- 一、異国人ヲ御引入ニ相成、一体不通ニ奉存候、古ヨリ此御国ニテ相ト、ナイ候所、何之刻以異人御入ニ相成候、御払テ仰付候カ直又ハ百姓共へ御マカセニ可被下候カ、此両通御作配仰付被下度奉存候
- 一、穢多新在家ニ相成、穢多ヲ百姓マジハリ仕候時、何忠勤ニ相成候、百姓穢多ナサレテ何ノ用通が刻之、御作配仰付(不)被下テハ、百姓共不知所知御座候様申出候
- 一、此度初年拾八歳より二十歳迄男子物指出之事、小長(行)バヨリ百姓共へサ(沙)タナシニ相成候、一体ノ不得心ニ御座候、其上何番屋敷何右衛門指出之儀も、一同相守心得無御座候
- 右に殊ニ御聞取仰付被下度奉存候、角御作配ニ相成スハ百姓共生業仕ラス、御城下へ奉願上候心得ニ御座候、仍而如件

名ノ川大崎惣百姓

御役人様

要求は、まず旧藩主との恩顧関係を説き、その関係を崩壊させる、異人の侵入、穢多の「解放」に反対している。穢多を新在家(新平民)にすることは、百姓を穢多にするということであると理解している。

土佐郡上小南川の山中家文書のなかにも、一揆の要求書が見られる。

- 一、伊勢祓不参御詮議之事
- 一、同所ヨリ曆不参候ニ付、神祭難渋明方不分、諸作物種蒔まさる等、入用届候而も不相分事
- 一、穢多平民ニ相成不帰服之事
- 一、近来御触度々相更り、地下役共難渋之事
- 一、十八ヨリ式拾歳迄之者届出之事
- 一、米穀旧相場ニ御引戻之事^(カ)
- 一、戸税之事
- 一、旧殿様御帰リニ相成候様有度事
- 一、夷人渡米不帰服之事
- 一、神葬祭右同断

とういのである²⁴⁾。「伊勢祓」に参加していない者は調べろとか、伊勢神社の曆が来なくて、農作業が出来なくなった、と訴えている。後者は伊勢の御師の廃止などに関係するものであろう。全体には、「御触度々相更り」といった、新政の目まぐるしい変化に対する批判である。しかし、新政批判を穢多の「解放」反対、旧藩主の引戻しといった、過去の秩序へ回帰することによって解決しようとしている。

おわりに

脂取り一揆では、一揆の指導者竹本長十郎が、「平兵部輔」の名のり「小袴」を着用したり、山中陣馬が「自分家章之神印」を着けて行動したりしている。また、伊藤親子がつくった「春日大明神南妙法蓮華経」の大旗や、福島親子の金弊により「袖印」など、古典的な作法が目につく。正しく彼らは、「醜夷」との対決として一揆をたたかっていたのである。

この異人への恐怖が、維新政府への強烈な批判を生むとともに、穢多への排

24) 原田伴彦・上杉聰編『近代部落史料集成』第1巻(三一書房, 1984年) 447・449頁。

除とむすびついている。先に『大変記』での記述でもみたが、1871年11月、中国・四国を巡察した民部省の役人福井英晴は、次のような報告を行っている²⁵⁾。

穢多平民ト為ルノ御布令アリシヨリ、料理屋・風呂屋・髪結所等へ行ケルニ、農商等之ヲ嫌ヒ行カサルニ付、料理屋等商売替セサレハ、活計成カタシトテ甚タ困ルヨシ、既ニ備前岡山ハ風呂屋ヲ町内風呂ト称ヘ、木札ヲ与ヘ置キ、是ヲ証トシテ浴セシム、木札ナキモノ行ケハ、町内風呂ナリトテ断ルト云フ。此説流布シテ倉敷辺ニモ此事ヲ為スト云々

大坂居留ノ洋人百八十歳ニ成ルモノアリ、是ハ人間ノ血ヲ飲テ長寿スルヨシナリト云々。又曰ク大坂ニ召捕ヘ之レ有ル罪人ヲ渡サレ、之ヲ殺シテ其生血ヲ飲ムト云々

… (略) …

外国へ婦人ト牛馬ヲ渡サル、ノ説アリ、大洲県下民情ノ内ニ記ス

「解放令」以降、元穢多の人々が一般の風呂に行こうとすれば、「町内風呂」といって排除するといった差別が生まれている。

また流言も、異人への恐怖が強まっている。そもそも民衆世界のなかで、「異人」という言葉は、山人、山姥、山産、天狗、巨人、鬼などを指していたが²⁶⁾、幕末の尊皇攘夷運動の展開のなかで、異人＝外国人への恐怖に転化している。

例えば長府藩領豊浦郡宇賀本郷の地下^{じげ}医古谷道庵は、その1870年3月23日の『日誌』のなかで、「或ハ伝ル、府吏夷人ヲ携エ諸村中ニ来ル、童女十歳以上十五歳ニ至ル者ヲ検ス、外国ト易交スル故、諸村童女皆齒ヲ染メレバ則チ其難ヲ免ルト云ウ」として、長府藩の役人が異人を助けて、幼女を誘拐しようとしているという噂が流れていたとしている。また翌71年6月26日、「馬関児女二人掠ル所、街卒之ヲ探リ門司夷艦ニ得ル、天兵語ル能ワズト云ウ、凡ソ夷人

25) 『民部省地方巡察復命書』、写本は京都大学国史研究室所蔵。広田昌希『文明開化と民衆意識』（青木書店、1980年）184～185頁。

26) 岡正雄『異人その他』（言叢社、1979年）139頁。

好ム所女兒十二三歳乃至十七八，其他掠ズ云々，方ニ今外夷猖蹶，動モスレバ国忌ニ触ル，而シテ天吏之ニ関知セズト為ス，嗚呼天吏亦既ニ夷ト化スカ」とも語っている。明治政府の役人が、既に「夷ト化」しているというのである。

日米修好通商条約締結直後の1858年8月16日、「崎陽・平戸之地近日虎狼^{コレ}痢大伝染，一日人死ニ百或ハ三百，下之関亦人死夥シ，是レ夷人毒ヲ海中ニ流シ，魚類之ヲ食シテ人ニ伝ル」という漁師の言葉を書き記している。この噂は、全国的にも流布していた，安政コレラの大流行の原因を，「異人の毒物投入」，「妖教・邪教」で解く説とも照応していた²⁷⁾。

長州などでは，既に幕末の段階で，新政反対一揆の時期と同じ流言が流布していた。また福井は――

今ノ一揆ハ昔日ノ一揆ニ非シテ所謂流賊ナリ，是ヲ鎮撫スル従前ノ家老輩聊説論ヲ加フレハ従フノ勢ヒアリ，旧深ノ風習未タ除カス，新ヲ非トシ旧ヲ是トスルノ勢アリ

として，新政反対一揆が，「一揆ニ非シテ所謂流賊ナリ」と，その危険な側面と，「従前ノ家老輩聊説論ヲ加フレハ従フノ勢ヒアリ」といった，保守的な側面もよく指摘している。

この異人に対する排外主義と，被差別民に対する差別意識とが結合して行くところに，新政反対一揆での被差別民攻撃という悲劇が生まれる²⁸⁾。

(付記) 調査にあたっては，高知県立・市民両図書館に大変お世話になった。

記して感謝したい。

27) 三宅紹宣「幕末・維新时期長州藩における民衆意識」(『山口県地方史研究』第63号，1990年) 42・49頁。

28) 拙著『近代日本の差別と村落』(雄山閣出版，1993年) 参照。